

天正十年八月廿一日前田利家拾三俵を寄進したが、元和七年三月十七日利常改めて八拾六石三斗餘を寄進し、寛永二十年十月二十日光高の寄進高三拾四石八斗一升を加へて、合計百二十一石一斗餘になつたのである。

(一) 世代一妙成寺の世代は、開祖日像、二代日乘、三代源海、四代潮源、五代日立、六代日存、七代日從、八代日實、九代日舜、十代日明、十一代日充、十二代日慈、十三代日鳳、十四代日淳、十五代日條、十六代日察、十七代日傳、十八代日俊、十九代日遠、二十代日義、廿一代日體、廿二代日陶、廿三代日亮、廿四代日意、廿五代日峻、廿六代日曉、廿七日塔、廿八代日妙、廿九代日長、三十代日諱、三十一代日珠、三十二代日庭、三十三代日瑤、三十四代日榮、三十五代日海、三十六代日歌、三十七代日京、三十八代日慈(十二代同名)、三十九代日義(二十代同名)、四十代日登、四十一代日停、四十二代日扇、四十三代日昶、四十四代日均、四十五代日養(再住)、四十六代日猛を數へて明治期に入る。

(二) 伽藍一妙成寺の現存伽藍の成つたのは、主として前田利常の世にあつた。初め當寺十四代に日淳といふ者があつたが、利常の生母齋福院の兄であつた爲、齋福院は利常に請うて慶長十九年四月本堂を建て、番神堂も亦同年に成つた。元和元年日淳退隱して日條が代つたが亦齋福院の甥であつたので、利常乃ち同寺の規模を擴張し、同二年客殿を、同四年五重塔を、九年三光堂を、寛永元年祖師堂を、二年樓門・鐘樓を起さしめた。而して經堂は前田綱紀の寛文九年に十八代日俊の時に造られた。

(四) 國寶一妙成寺の伽藍の中本堂、五重塔開山堂は、明治三十九年四月特別保護建造物に指定せられ、番神堂、三光堂、樓門、鐘樓、書院、經堂は、大正六年八月同じく特別保護建造物となつた。その構造は各左の如くである。

本堂。桁行五間、梁間五間、單層、屋根入母屋造、棧瓦葺。本尊は一塔兩尊、四天王四菩薩。  
五重塔。方三間五層、屋根柿葺。露盤下まで高さ二七米二七、相輪頂上まで高さ三四米一八。  
開山堂。桁行五間、梁間五間、單層、屋根入母屋造、棧瓦葺。本尊日蓮大菩薩。  
番神堂一名祈願堂。三間社流造、和様、屋根柿葺、鬼石付。この建築に附屬した拜殿は、明治初年羽咋郡圓井の椎葉圓比咩神社に移築せられてある。  
三光堂一名鎮守堂。桁行五間、梁間五間、單層、屋根入母屋造、柿葺(現今棧瓦葺)。本尊日天王・月天王・明星天王。  
樓門。三間一戸。屋根入母屋造、柿葺(現今棧瓦葺)。  
鐘樓。桁行三間、梁間二間、和様、重層、袴腰、屋根入母屋造、柿葺。  
書院。桁行七間、梁間七間、單層、屋根四注造、棧瓦葺。  
經堂。桁行三間、梁間五間、單層、屋根四注造、椗皮葺。本尊一塔兩尊。  
又寺藏の什寶中國寶に指定せられたものは左の通りである。

山水蒔繪は長さ九・九一、幅三七・八八、高さ二五・七六、桐を測り、料紙宮と共に前田利常の女浩妙院の遺愛品である。表面は鉛・

螺鈿金具を嵌込んだ松橋等に鶴龜を配置せる圖様で、頗る繊細な金銀研出蒔繪が描かれ、地には平目粉を蒔き、所々葵の紋が散されてある。脚及び裏面は金梨子地にして、金具の代りに老練な唐草を附蒔繪とし、其の圖様頗る精緻纖巧な作である。明治三十三年四月國寶に指定せられた。

山水蒔繪料紙は長さ三九・三九、幅三三・三三、高さ一一・一二、二種を測り、菊、桔梗等を巧に描いた金銀研出蒔繪にして、花等に螺鈿・金具を用ひられ、内面は金梨子地で、精巧な作である。机と同作で恐らく之に附屬したものであらう。明治三十三年四月國寶に指定せられた。  
この外當寺には法華經一部の版木があつて、應永二十二年に刻せられたものであり、別に正長元年の法住寺版に依つて印刷せられた法華經八巻もある。↓ホケキヨウ 法華經。  
(五) 塔頭一妙成寺の塔頭凡て七寺。本覺坊は天正六年本覺院日慈の建てる所。玉壽坊は天正十一年玉壽院日妙の建てる所。大鎮坊は慶長元年妙成寺十一代日充の建てる所。圓融坊は慶長七年惣應院日祥の建てる所。善住坊は慶長十五年妙成寺十四代日淳の建てる所。昌運坊は元和三年妙成寺十三代日鳳の建てる所。一林坊は寛永十八年妙成寺十五代日條の建てる所である。是等の内昌運坊と一林坊とは今存せぬ。

ミヨウジヨウセキ 明星石 鳳至郡明千寺(部落名の明泉寺にある。能登縣に、一説に此寺元は白雉山勅定寺と號せしを、天より墜下り石と成、冷水涌出しに依て明泉寺と號すと。則今寺中に明星の池・明星の石といふあり。とあるが、これは石動山天平寺の天漢石の傳説に倣うたもので、共に限石ではない。  
ミヨウジンイハ 明神岩 能美郡若原地内にあつて、今夜明神の岩ともいふ。奇岩大日河原に突出し、高さ一八米餘、頂上方三米六。上に日月を祭神とする小祠がある。  
ミヨウジンノ 明神野 鹿島郡所ノ口の小字。氣多本宮が小丸山からこの地に移された後に起つた名稱であらう。天正十七年九月廿二日前田利家印、小島所ノ百姓中宛所の文書に、所ノ屋敷の替地として明神野の荒地を附與するとあり、慶安三年十月廿八日前田利常が氣多本宮への寄進状には、鹿島郡明神野之内貳拾俵之處を社領とするとあるから、一時村名であつたと見えるが、後には所ノの小名となつた。  
ミヨウジンヤチ 明神谷内 河北郡井上庄に屬する部落。邑名はもと谷内明神の社があつたに因る。  
ミヨウセイジ 妙清寺 石川郡金石に在つて、眞宗東派に屬する。  
ミヨウセツジ 名禪寺 石川郡大河端に在つて、眞宗東派に屬する。明治十一年八月寺號公稱の許可を得た。  
ミヨウセンジ 明泉寺 鹿島郡尾崎に在つて、眞宗西派に屬する。初め同郡水白にゐたが、慶安三年今の所に移つたといふ。  
ミヨウセンジ 明泉寺 鳳至郡明千寺に在つて、眞言宗に屬する。山號は白雉山。能登名跡志に、白雉山明泉寺といひて密寺あり。勅定山ともいふ。孝徳天皇勅願所にして、白雉年中草創の寺なり。本尊千手觀音は春日の作也。靈驗あらた也。其外行基菩薩・弘法大